

税目	年度	昭和29	30	32	36	37	40	41	43	44	46	48	49	50	52	53	57	58	平成元
ゴルフ場利用税 (地方消費税として設けられた場税を含む)		入場税を国税に移譲し、第3種の施設の利用に対し、娯楽施設利用税を課することとした。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、ゴルフ場50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設の利用 10% (2) 外形課税(月額)の税率 ばちんこ場 1台 150円 まあじやん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	ゴルフ場に対し定額課税を採用した 1人1日 200円	(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%	ボーリング場を法定施設とした。	ゴルフ場の定額課税の標準税率 1人1日 600円	ゴルフ場所在市町村に対する交付金を6分の1とする。			ボーリング場を利用金課税から外形課税にした。 (46.7.1)	ゴルフ場の定額課税の標準税率 1人1日 800円 (48.6.1)			(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む)の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじやん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率を設ける。(標準税率の1.5倍) (52.6.1)			(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む)の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじやん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円 (58.6.1)	ゴルフ場利用税に変更(税率) 1人1日 400円～1,200円 (標準税率 800円) ゴルフ場所在市町村に対する交付金を10分の7とする
	特別地方消費税 (料理飲食等消費税(遊興飲食税))	(免税点) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1泊 700円 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 1人1回 500円超 宿泊 1人1泊 1,000円以下 1人1泊 1,000円超 (免税点)飲食店 1人1回 200円 食券食堂 1品価格 100円 (基礎控除)宿泊 1人1泊 500円 (公給領収証制度の採用)	芸者の花代 30% 花代に伴う遊興飲食 15% カフェー、バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点)飲食店 1人1回 250円 宿泊 1人1泊 1,000円 (免税点)飲食店 1人1回 200円 食券食堂 1品価格 100円 (基礎控除)宿泊 1人1泊 500円 (公給領収証制度の採用)	芸者の花代 15% カフェー、バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% 食券食堂 1品価格 250円 宿泊 1人1泊 1,000円 (免税点)飲食店 1人1回 200円 食券食堂 1品価格 100円 (基礎控除)宿泊 1人1泊 500円 (公給領収証制度の採用)	・名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点)飲食店 1人1回 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む) 10% (旅館における基礎控除) 1人1泊 800円	(税率) (1) 1人1回の消費金額 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む) 10% (旅館における基礎控除) 1人1泊 800円	(免税点) 宿泊(1泊2食及びそれに伴う飲食) 1,200円 宿泊者の昼食 1,200円 宿泊者のその他の飲食 各 600円 (43.10.1)	(免税点) 飲食店 1人1回 600円 食券食堂 1品価格 300円 宿泊 1人1泊 1,200円 ・知事の指定を受けた店舗では、奉仕料についての税額控除の特例が認められた。 (41.10.1)	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 宿泊(1泊2食及びそれに伴う飲食) 1,800円 宿泊者の昼食 1,600円 宿泊者のその他の飲食 各 900円 食券食堂 1品価格 450円 (基礎控除)旅館における基礎控除 400円 (44.10.1)	(免税点) 宿泊(1泊2食及びそれに伴う飲食) 1,800円 宿泊者の昼食 1,200円 宿泊者のその他の飲食 各 900円 食券食堂 1品価格 450円 (基礎控除)旅館における基礎控除 400円 (46.10.1)	(免税点) 宿泊(1泊2食及びそれに伴う飲食) 1,800円 飲食店 1人1回 1,200円 食券食堂 1品価格 600円 (48.10.1)	(基礎控除) 旅館における基礎控除 1,500円 (49.10.1)	(免税点) 宿泊(1泊2食) 1人1泊 3,400円 飲食店 1人1回 1,700円 食券食堂 1品価格 850円 (50.10.1)	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円 (52.10.1)	(基礎控除) 旅館における基礎控除 2,000円 (53.10.1)	(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 (58.1.1)	(基礎控除) 旅館における基礎控除 2,500円 (59.1.1)	特別地方消費税に変更(税率) 宿泊1人1泊につき 10,000円 飲食等1人1泊につき 5,000円 基礎控除・奉仕料控除の廃止 公給領収証制度の廃止	

税目	年度	3	9	11	15	令和2
ゴルフ場利用税					年少者等のゴルフ場の利用に対する非課税措置の創設 国民体育大会等におけるゴルフ場利用税の非課税措置の創設	国民体育大会の公式練習の場合、国際競技大会又はその公式練習の場合におけるゴルフ場利用税の非課税措置の創設
特別地方消費税 (料理飲食等消費税(遊興飲食税))		(免税点) 宿泊等1人1泊につき 15,000円 飲食等1人1回につき 7,500円 ・ 食券食堂における免税点の特例の廃止 ・ 市町村交付金制度の創設 (交付率 1/5) ・ 外国大使等への非課税措置	市町村交付金 交付率の変更 (交付率 1/2)	※平成12年3月31日税目廃止		